

議案第37号

読谷村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年読谷村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第5条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第10条第1項中「別表第2の給料表」を「読谷村一般職員の給与に関する条例（昭和49年読谷村条例第21号。以下「給与条例」という。）別表第1（以下「給与条例別表」という。）」に改め、同条第2項中「別表第2の給料表」を「給与条例別表」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 新たに任期を定めて採用された職員の職務の級は、前項の規定により分類されたいずれかの職務の級とし、号給は、当該分類された職務の級の1号給とする。

第11条中「第6条第3項」を「第6条第3項から5項まで」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条第1項中「読谷村一般職員の給与に関する条例（昭和49年読谷村条例第21号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（特定業務等従事任期付職員の昇給の基準）

第12条 特定業務等従事任期付職員の昇給は、給与条例第4条第4項から第9項までの規定を適用する。

別表第1を次のように改める。

別表（第5条関係）

号給	給料月額
1	392,000円
2	440,000円
3	492,000円
4	555,000円
5	634,000円

別表第2を削る。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實